

兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 門 康 彦

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第6号

兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則（平成23年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号から第10号までを次のように改める。

- (7) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第20条第2項の規定による警戒区域及び計画的避難区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた者であって同項の規定による原子力災害対策本部長の指示による帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域から東日本大震災発生後に他市区町村に転出したもの（第10号及び第11号に掲げるものを除く。）
- (8) 原災法第20条第2項の規定による旧避難指示区域等に係る原子力災害対策本部長の指示があった区域及び指定が解除された特定避難勧奨地点（原災法第17条第9項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した住居をいう。）に居住していた者（世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、減免の対象となる保険料の属する年度の前年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯の者（以下「上位所得層の者」という。）、第10号及び第11号に掲げるものを除く。）
- (9) 原災法第20条第2項の規定による旧居住制限区域等に係る原子力災害対策本部長の指示があった区域に居住していた者（第10号及び第11号に掲げるものを除く。）
- (10) 平成26年度までに避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等に居住していた者（上位所得層の者を除く。）

第2条に次の2号を加える。

- (11) 令和4年度中に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域及び令和5年3月31日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる特定復興再生拠点区域に居住していた上位所得層の者
- (12) 前各号に準ずる者として広域連合長が認めるもの

別表第2条第7号に該当する者の項及び第2条第8号に該当する者の項中「及び令和4年度相当分」を「、令和4年度相当分及び令和5年度相当分」に改め、同表第2条第10号に該当する者の項を次のように改める。

第2条第10号に該当する者	保険料額に次の表に掲げる減免割合を乗じて得た金額	令和5年度相当分の保険料額
	減免割合	
	5/10	

別表に次のように加える。

第2条第11号に該当する者	保険料額に次の表に掲げる減免割合を乗じて得た金額	令和5年度相当分の保険料額であって、令和5年4月分から9月分に相当する月割算定額
	減免割合	
	10/10	

第2条第12号に該当する者	広域連合長が別に定める額	広域連合長が別に定める保険料
---------------	--------------	----------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。